

愛知労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働
基準局最低賃金公示第 6 号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。

令和 6 年 8 月 30 日
愛知労働局長 小林 洋子
第 4 号中「1 時間1,027円」を「1 時間1,077円」
に改める。

附 則
この決定は、令和 6 年10月 1 日から効力を生ず
る。

三重労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働
基準局最低賃金公示第 1 号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。

令和 6 年 8 月 30 日
三重労働局長 石田 聡
第 4 号中「1 時間973円」を「1 時間1,023円」
に改める。

附 則
この決定は、令和 6 年10月 1 日から効力を生ず
る。

滋賀労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和55年滋賀労働
基準局最低賃金公示第 3 号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。

令和 6 年 8 月 30 日
滋賀労働局長 多和田治彦
第 4 号中「1 時間967円」を「1 時間1,017円」
に改める。

附 則
この決定は、令和 6 年10月 1 日から効力を生ず
る。

京都労働局最低賃金公示第 3 号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、京都府最低賃金（平成 2 年京都労働
基準局最低賃金公示第 3 号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。

令和 6 年 8 月 30 日
京都労働局長 角南 巖

第 4 号中「1 時間1,008円」を「1 時間1,058円」
に改める。

附 則
この決定は、令和 6 年10月 1 日から効力を生ず
る。

大阪労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働
基準局最低賃金公示第 1 号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。

令和 6 年 8 月 30 日
大阪労働局長 志村 幸久
第 4 号中「1 時間1,064円」を「1 時間1,114円」
に改める。

附 則
この決定は、令和 6 年10月 1 日から効力を生ず
る。

兵庫労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働
基準局最低賃金公示第 1 号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。

令和 6 年 8 月 30 日
兵庫労働局長 赤松 俊彦
第 4 号中「1 時間1,001円」を「1 時間1,052円」
に改める。

附 則
この決定は、令和 6 年10月 1 日から効力を生ず
る。

奈良労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、奈良県最低賃金（平成 7 年奈良労働
基準局最低賃金公示第 1 号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。

令和 6 年 8 月 30 日
奈良労働局長 橋口 忠
第 4 号中「1 時間936円」を「1 時間986円」に
改める。

附 則
この決定は、令和 6 年10月 1 日から効力を生ず
る。

和歌山労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌
山労働基準局最低賃金公示第 8 号）の一部を次の
ように改正する決定をしたので、同法第14条第 1
項の規定により公示する。

令和 6 年 8 月 30 日
和歌山労働局長 松浦 直行
第 4 号中「1 時間929円」を「1 時間980円」に
改める。

附 則
この決定は、令和 6 年10月 1 日から効力を生ず
る。

広島労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働
基準局最低賃金公示第 1 号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。

令和 6 年 8 月 30 日
広島労働局長 小沼 宏治
第 4 号中「1 時間970円」を「1 時間1,020円」
に改める。

附 則
この決定は、令和 6 年10月 1 日から効力を生ず
る。

山口労働局最低賃金公示第 1 号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の
規定に基づき、山口県最低賃金（昭和55年山口労働
基準局最低賃金公示第 1 号）の一部を次のよう
に改正する決定をしたので、同法第14条第 1 項の
規定により公示する。

令和 6 年 8 月 30 日
山口労働局長 友住弘一郎
第 4 号中「1 時間928円」を「1 時間979円」に
改める。

附 則
この決定は、令和 6 年10月 1 日から効力を生ず
る。

関係誌

第 110 回薬剤師国家試験の施行

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第12条の規
定に基づき、第110回薬剤師国家試験を次のとお
り施行する。

令和 6 年 8 月 30 日
厚生労働大臣 武見 敬三

- 1 試験期日 令和 7 年 2 月22日（土曜日）及び
同月23日（日曜日）
- 2 試験地 北海道、宮城県、東京都、石川県、
愛知県、大阪府、広島県、徳島県及び福岡県
- 3 試験科目

必須問題試験
物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務
一般問題試験
薬学理論問題試験
物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
薬学実践問題試験
物理・化学・生物
衛生
薬理
薬剤
病態・薬物治療
法規・制度・倫理
実務

- 4 受験資格 次のいずれかに該当する者
(1) 薬剤師法第15条第 1 号の規定に基づく受験
資格 学校教育法（昭和22年法律第26号）に
基づく大学において、薬学の正規の課程（学
校教育法第87条第 2 項に規定するものに限
る。）（以下「6 年制薬学課程」という。）を修
めて卒業した者（令和 7 年 3 月19日（水曜日）
までに卒業する見込みの者を含む。）
(2) 薬剤師法第15条第 2 号の規定に基づく受験
資格 外国の薬学校を卒業し、又は外国の薬
剤師免許を受けた者で、平成24年 4 月 1 日以
降に、厚生労働大臣が(1)に掲げる者と同等以
上の学力及び技能を有すると認定した者